

○ティーチング・アシスタントの任免等の取扱要領

平成16年4月1日

副学長(人事・総務担当)決裁

ティーチング・アシスタントの任免等の取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、広島大学非常勤職員就業規則(平成16年4月1日規則第102号)の規定に基づき雇用されるティーチング・アシスタント(ティーチング・フェロー、クオリファイド・ティーチング・アシスタント及びフェニックス・ティーチング・アシスタントをいう。以下「TA」という。)に係る広島大学非常勤職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則(平成20年3月28日規則第70号)の取扱いを定めるものとする。

2 この要領のほか、TAに係る労働時間・休日及び休暇に関する事項については、非常勤職員の労働時間、休日及び休暇等の取扱要領(平成16年10月1日副学長(人事・総務担当)決裁)の定めるところによる。

(雇用の目的及び名称)

第2 広島大学(以下「本学」という。)の学部又は大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、教育的効果を高めることによる大学教育の充実や、学生に対する指導者としてのトレーニングの機会の提供を図るとともに、これに対する給与支給により、学生の処遇の改善に資することを雇用の目的とする。

(職務内容)

第3 TAは、授業担当教員指導のもと、本学の学部学生又は大学院博士課程前期(修士課程を含む。以下同じ。)学生に対する実験、実習及び演習等の授業等において、教育補助業務に従事するものとする。

(資格)

第4 TAとして雇用することのできる者は、本学の学部又は大学院に在籍する優秀な学生とする。

(選考)

第5 TAの選考は、配分された予算も勘案し、各研究科等(研究科、研究院、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、理事室又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が雇用の目的に鑑み、教育補助の実施母体となる研究科等又は学部とも十分連携の上行う。

2 選考基準及び選考方法については、広島大学ティーチング・アシスタント制度運用ガイドライン(平成28年2月12日理事・副学長(教育・平和担当)決裁)を参考に、各研究科等において定めるものとする。

(所属)

第6 TAの所属は、教育補助業務を行う研究科等又は学部とする。

(留意事項)

第7 TAの教育補助業務の実施に当たっては、次の事項について留意するものとする。

ティーチング・アシスタントの任免等の取扱要領

- (1) 事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行うこと。
- (2) 担当教員による継続的かつ適切な指導・助言を行うこと。
- (3) TA等からの意見聴取の仕組みの確保を行うこと。
- (4) 当該学生の研究指導，授業等に支障が生じないように配慮すること。
- (5) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員(DC)をTAとして採用する場合は，当該特別研究員の研究活動に支障が及ばないようにすること。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか，TAの教育補助業務の実施に関し必要な事項は，広島大学ティーチング・アシスタント制度運用ガイドライン（平成28年2月12日理事・副学長（教育・平和担当）決裁）を参考に，各研究科等において定めるものとする。

附 則

この要領は，平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月16日一部改正)

この要領は，平成21年3月16日から施行し，この要領による改正後のティーチング・アシスタントの任免等の取扱要領の規定は，平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年7月1日一部改正)

この要領は，平成22年7月1日から施行し，この要領による改正後のティーチング・アシスタントの任免等の取扱要領の規定は，平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年4月19日一部改正)

この要領は，平成23年4月19日から施行し，この要領による改正後のティーチング・アシスタントの任免等の取扱要領の規定は，平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成28年5月30日一部改正)

この要領は，平成28年5月30日から施行し，この要領による改正後のティーチング・アシスタントの任免等の取扱要領の規定は，平成28年4月1日から適用する。